

中土佐町食のつながり支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中土佐町補助金等交付規則（平成18年中土佐町規則第37号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、中土佐町食のつながり支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 町は、新規市場開拓支援事業でつながりが出来た町内生産者等と町外飲食店との関係を深め、新型コロナウイルス感染症の収束後においても継続した取引が続くように支援するため、関係の深化を図る事業の実施に対して補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新規市場開拓支援事業に参加した町内生産者等と町外飲食店が協働して実施する中土佐町産食材を活用した7日間以上の飲食イベント（以下「フェア等」という。）に関する事業費を補助対象とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、新規市場開拓支援事業に参加した町内生産者等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものが構成員であるとき。
- (2) 補助金の交付の対象となる経費に対して、重複して国、県、市町村等の他の補助金等の交付を受けているとき。

(補助対象経費、補助金額及び補助上限額)

第5条 補助対象経費はフェア等の開催に要する「別紙」に記載する経費とする。ただし、感染の再拡大等外部環境の変化により開催できなかった場合は、中止の判断を行った時点ですでに発注済み等により必要となる経費とする。事業主体の経常的経費（人件費、通信費等）は、補助対象経費から除くものとする。

- 2 補助金額は、「別紙」に記載のとおりとする。
- 3 補助金額は、50万円を上限とする。
- 4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（中土佐町暴力団排除条例（平成22年中土佐町条例第32号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 町長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から7日以内に町長に書面をもって申し出なければならない。

(補助金の変更の申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第2号様式による補助金変更交付申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額等の変更（補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く。）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であつて、町長が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて町長に事前協議をすること。）

- 2 町長は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による中止・廃止申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第11条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない

ないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した、規則第 19 条第 1 項に規定される財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に町長の承認を受けなければならないこと。
- (5) 町長は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付すべきことを命ずることができる。
- (6) 補助事業の執行に際しては、町が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、第 7 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（状況報告及び調査）

第 12 条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告等）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は第 10 条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合は、補助事業完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から 1 ヶ月又は当該年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに別記第 4 号様式による実績報告書を町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 事業実施に係る請求書、領収書等の写し

(2) 実施した補助事業の内容が分かる資料（写真、パンフレット等）

3 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第 1 項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第 5 号様式

により速やかに町長に報告しなければならない。この場合において、町長は、当該報告を受けて、消費税仕入控除税額等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金額の確定)

第 14 条 町長は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第 9 条第 1 項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 15 条 町長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 前条第 1 項の補助金確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 6 号様式による補助金交付請求書を町長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 1 項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 7 号様式による概算払請求書を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 16 条 町長は、第 10 条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には第 7 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者が、第 7 条第 1 項第 1 号から第 10 号に該当した場合。

- 2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 町長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第17条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員若しくは従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

(債権譲渡の禁止)

第18条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を町長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(情報の開示)

第19条 補助事業又は補助事業者に関して、中土佐町情報公開条例（平成18年中土佐町条例第12号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第20条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 11 条第 2 号から第 5 号まで、第 12 条、第 13 条第 4 項、第 14 条第 2 項から第 3 項まで及び第 16 条から第 19 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。